

寒川町商工会 情報セキュリティ基本方針

寒川町商工会（以下「当会」という。）は、「商工会法」に基づく社会的責務を認識し、情報通信技術の発達した現代社会における、いわゆるサイバー攻撃をはじめとする、あらゆる脅威から情報資産を守るために、次のとおり情報セキュリティ基本方針を策定し、遵守することを宣言します。

1. 情報セキュリティに関する法令、国が定める指針、当会が定める関係各規程・契約等の規範を遵守します。
2. 情報セキュリティに関する対策を実施するための組織体制を整備します。
3. 情報資産の適正な管理、運用を推進するため、必要に応じて組織的、物理的、人的、技術的な対策を実施します。
4. 全役職員へこの基本方針に基づいた、情報セキュリティに関する定期的な教育・啓発を実施し、周知を行います。
5. 個人情報については、当会の「寒川町商工会個人情報保護方針」に基づいて管理します。
6. 上記項目を含む情報セキュリティマネジメント体制について、定期的な見直しを実施し、継続的な改善を行います。